

# 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

## 1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

## 2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

## 3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

## 4. お問い合わせ先

### <岐阜県旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口>

電話番号 058-272-0877  
F A X 058-278-3518  
メー ル [yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp](mailto:yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp)  
受付時間 9:00～16:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）  
所在地 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 7階

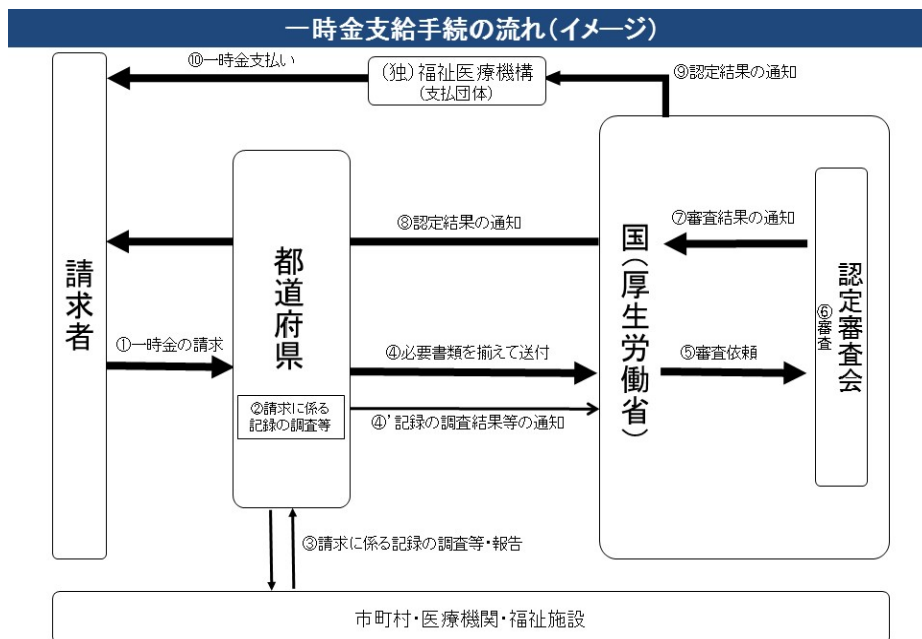
### <厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス [ichijikin@mhlw.go.jp](mailto:ichijikin@mhlw.go.jp)  
受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



## 請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
  - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
  - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
    - ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
  - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
  - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、情報公開請求で得た行政機関が保有していた優生手術等に関する書類など）



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。  
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑥～⑧は省略。

## ◎受付・相談窓口のお問い合わせ先一覧【受付時間 9時～16時（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）】

- ・一時金に関する相談、請求手続の受付は県庁の総合窓口、または以下の各保健所をお願いします。

名称	住所	電話番号（内線）
【総合窓口】県庁保健医療課	〒501-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 7 階	058-272-0877（専用）
岐阜保健所	〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-18	058-380-3004（直通）
西濃保健所	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111（内線 291・274）
関保健所	〒501-3756 美濃市生楯 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011（内線 360）
可茂保健所	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111（内線 363）
東濃保健所	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111（内線 361）
恵那保健所	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111（内線 259）
飛騨保健所	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111（内線 311）

- ・請求手続の受付は、以下のセンターでも実施しています。

名称	住所	電話番号（内線）
岐阜保健所 本巣・山県センター	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-5 OKB ふれあい会館 6 階	058-213-7268（直通）
西濃保健所 揖斐センター	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111（内線 261）
関保健所 郡上センター	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111（内線 352）
飛騨保健所 下呂センター	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111（内線 352）

※ 相談、請求手続きで来所される際には、事前にご連絡をお願いします。